第６号様式（第９条第１項）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**省エネルギー化支援助成金**

**【100万円以上の物品購入】**

**入札又は見積書に係る理由書**

1. **100万円以上の契約について、市内事業者による入札又は２人以上の市内事業者からの見積書の徴収が行えない資産又は契約の内容**

|  |
| --- |
|  |

**２．発注先事業者名及び本店所在地**

　事業者名：　　　　　　　　　　　　所在地：

（市内　準市内、市外）

**３．提出する入札書又は見積書（以下「見積書等」という。）の種類及び数量**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市内事業者による見積書等 |  | 通 | 準市内、市外事業者による見積書等 |  | 通 |

**４．市内事業者による入札又は、市内事業者からの見積書等の徴収が行えない理由**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 1. 市内事業者で取扱いがない   （そのため、2人以上の準市内又は市外事業者から見積書等を徴収した） |
|  | 1. 2人以上の市内事業者で取扱いがない   （そのため、1人を市内事業者、それ以外を準市内又は市外事業者から見積書等を徴収した） |
|  | 1. 特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者がいない   （そのため、2人以上の準市内又は市外事業者から見積書等を徴収した） |
|  | 1. 特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない   （そのため、1人の事業者から見積書等を徴収した） |
|  | 1. その他 |

※複数の理由に当てはまる場合は、（１）から（４）のうち**最も若い番号のものを１つ**選択し、丸印を付けてください。

**５．４の理由に該当すると判断するに至った理由又は根拠（別紙添付可）**

市内で購入可能な他の同等品では対応できない理由を具体的に記載してください。“普段から取引のある業者で、メンテナンス等のやり取りもスムーズにできる”や“納期が早い”ことは理由として認められません。

|  |
| --- |
|  |

横浜市補助金規則第24条及びカーボンニュートラル設備投資省エネルギー化支援助成金交付要綱第９条第１項に定める市内事業者による入札又は２人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行えない理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

（申請者）

〒

所　　在　　地：

企 業 等 名 称：

代表者職・氏名：